

緊急提言

犬・ねこの

飼主さんにひとこと！

犬・ねこの致死処分頭数を減らすために！

千葉県の平成15年度の致死処分頭数は21、477頭で全国第1位です！

捕獲された犬及び引取りされた犬・ねこのほとんどは致死処分されます。

◎犬・ねこの引取り頭数を減らすために：

- ・動物を飼い始める前に、終生飼えるか十分検討すること。
- ・不妊、去勢手術を受けさせること。「引取られた犬のうち67%は子犬、ねこのうち83%は子ねこが占めています。(平成15年度)」
- ・安易に飼養放棄せず、終生飼養すること。
- ・やむを得ず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探すこと。

動物を捨てると法律により罰せられることがあります。現在の引取り方法は、飼い主が安易に引取りを求めることを助長している面もあることから、飼い主責任の自覚を

高め、引取り依頼頭数の削減を図るために、平成17年4月から引取り指定場所が集約されます。

その他、千葉県動物愛護センター・各保健所等でも収集は可能ですが、収集時間が異なりますので、お問い合わせください。

従って光町役場での収集が廃止されます。

新しい収集場所は、近隣では、八日市場地域保健センター(旧八日市場保健所)となります。

場所 八日市場地域保健センター(旧八日市場保健所)

受付 午前11時30分～正午

家族の一員である犬やねこを安易に引取り依頼するべきではありません。飼い主の責任について、もう一度考えてください。

問合せ 住民課 住民環境班
☎1212



人口動態職業・産業調査にご協力を

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。

この調査はみなさんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各届書をもとに出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いすることとしています。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしています。

調査結果は、今後の保健福祉の向上のための統計資料として活用します。

本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

調査期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

調査対象者 出生届・死亡届・死産届・婚姻届及び離婚届の届出をされる方々

調査方法 各届書の届出をされるときに、それぞれ職業を記入していただきます。

問合せ 住民課 ☎1212

平成17年4月1日から

里道・水路(旧法定外公共物)の管理者が変わります

道路・水路としての機能を失ったもの

道路・水路の機能を有している法定外公共物は光町の所有・管理となります

財務省(千葉財務事務所)の管理となります

境界確定や売払申請等は、直接財務局に行うことになります。

なお、公図・現況等では財産管理者が明確でないため、まず光町にて確認してください。

法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして、「里道」「水路」があります。これら法定外公共物のうち機能を喪失しているものについては、平成17年4月1日以降各財務局に引き継がれることになりました。

問合せ 関東財務局千葉財務事務所第3統括 役場都市建設課管理班 ☎043(251)7211 ☎1216